

「泉南市教育振興基本計画（素案）」に対するパブリックコメント結果について

「泉南市教育振興基本計画（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果は、下記の通りとなりました。

1. 募集期間 令和2年1月15日（水）から2月14日（金）
2. 提出方法 郵送、FAX、電子メール、教育総務課へ持参
3. 提出者数 2名
4. 意見件数 4件
5. いただいた意見の要旨と意見に対する市の考え方

NO.	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	<p>振興基本計画（素案）には、不登校・ひきこもりにかかわる項目もあり、施策が実施されることを期待している。</p> <p>平成30年度の長期欠席者の人数（126名）は、全国レベルから見ると大きく乖離するものでなく平均的なものと捉えており、これも教育委員会が行ってきた様々な施策の効果と捉えている。しかし、未だ126人もの児童生徒が長期にわたり欠席しているため、さらなる施策が必要である。</p> <p>そこで、第3章/基本計画2/施策の展開（3）全体を貫く「教育振興3プラン/②教職員研修プラン」の中では、研修の充実とあるので、研修を通して不登校の実態の理解を深めていただきたい。なぜなら不登校の子は、家庭に長時間とどまり学校へ登校してくることは稀なため、教職員がその実態を把握しないまま、教育・支援の計画を立てても、効果は上がらないと思うからである。</p>	<p>長期間にわたり登校できない児童生徒の状況については、泉南市教育委員会としても重要な課題であると捉えており、解決に向けて今まで以上に取組を精査し推進する必要があると考えています。</p> <p>ご指摘の「教職員の研修」については、まず教員は児童生徒に対して自らの持つ影響力が大きいということを自覚すること、そして初期対応の段階において判断の誤りをなくすため、一人で抱え込まず組織として対応することなどを研修において徹底して学ぶ必要があると考えています。</p> <p>また、時期を逸することのないよう家庭への働きかけを行うとともに、一方でその保護者への働きかけが保護者を追い詰めることがないように、関係機関との連携を進めていきたいと考えています。</p>

	<p>また、子どもの気持ちを顧みずに家庭訪問などをせずに、まずは不登校問題に取り組んでいる民間支援団体との連携を検討していただきたい。</p>	
2	<p>基本方針2に関する指標に「長期欠席者の総数が令和元年度ベースからの半減」とあるが、具体策が見当たらない。この問題への早期対応は重要だと思う。</p> <p>教育機会確保法第13条に「保護者に対する必要な情報」とあるので、30日を超える欠席者の保護者へ、速やかに親の会・フリースクールなどの民間支援団体の情報を提供していただきたい。特に、大阪府南部地域には、親の会・フリースクールが少ない中、泉南市を拠点に活動している団体があることは大変重要なので、該当児童生徒へ、親の会に関する情報提供の周知徹底を望む。</p>	<p>指標の達成に向けて、児童生徒が社会との結びつきを強めていくためには、多様な人材の協力が必要であると考えています。そのため、泉南市教育委員会としては、児童生徒の個別の状況を見極めて、保護者の願いや思いに寄り添いながら、保護者、児童生徒の要望に応じられるような情報提供に努めていきます。</p>
3	<p>現行の教育振興基本計画では、基本方針(2)「小中学校の教育力の充実」③「人権教育の推進」という項目があったが、新しい教育振興基本計画の基本方針からは「人権教育の推進」という項目が削除され、一方で「国際教育化の推進」が新たに追加されており、これからの小学校における外国語教育の教科化などを考えると一定の理解はできる。</p> <p>しかし、「人権教育の推進」も昨今、深刻化しており、いじめの問題をはじめ、子どもたちの人権に影響を及ぼすような出来事が起きているのではないかと。そうであるならば、現行通り、「人権教育の推進」を基本方針の一つに明記する必要があると思う。</p> <p>新しい教育振興基本計画の基本方針2の②「豊かな人間性と社</p>	<p>「人権教育の推進」については、ご指摘の通り、いじめなど子どもたちの人権に影響を及ぼすような課題解決に向けた重要な施策であり、これからも継続して真摯に取り組む必要があると認識しています。</p> <p>そのため、今回の素案では、昨年11月に策定した教育大綱(第2次)の基本方針に基づき、「豊かな人間性と社会性の育成」施策を掲げており、今後はそれを核として人権教育及び道徳教育の推進に向けた、実効性を有する具体的施策を充実・展開させていくべきと考えています。</p>

	<p>会性の育成」に人権教育の取組が書かれていることは承知しているが、やはり項目として明記する必要があるのではないか。</p>	
4	<p>新しい基本計画の基本方針3「明るく安心できる学習環境の整備・充実」の⑤調整区問題の解消についても、現行の教育振興基本計画には「・・・土地差別の視点を踏まえ、総合的施策の中で人権啓発、人権教育の取組を推進する」となっていることに対して、新しい教育振興基本計画には調整区問題を人権の視点で全庁的に取り組んでいくという旨の記載がなくなっている。</p> <p>小中一貫教育を推進し、新しい教育コミュニティーづくりを行う中でこの問題の解決を図るというのは理解できるが、やはり、この問題はそれだけで解決するものではなく、様々な人権啓発、人権教育の取組を全庁的に進めていくことが一方では必要であると思う。そのため、調整区問題に関しては更なる具体的な取組が必要ではないか。</p>	<p>調整区問題については、現行計画では基本方針3⑥「調整区の解消」の中で具体的施策として位置づけており、一方、今回の素案においては、12ページにおいてその必要性を記載し、具体的施策として基本方針3⑤として位置づけています。</p> <p>しかし、ご指摘の通り、現行計画と比べて具体的な説明が減ったことにより、施策の重要度が低下したとの誤解を生じさせる可能性があるため、当該項目については現行計画を基本として説明を追記します。</p>